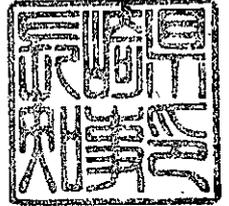


19産政第 49 号
平成19年7月31日

ふるさと自然の会
会長 小西 宗十 様

長崎県知事 金子 原二郎



波佐見工業団地(仮称)造成事業に係る自然環境保全に関する要望について(回答)

県政の推進につきましては、日頃よりご協力いただきありがとうございます。

さて、平成19年7月6日付で貴会から提出された波佐見工業団地(仮称)に伴う自然環境保全に関する要望について、下記のとおり回答します。

記

1 造成にあたって実施する環境配慮について

(1)構想段階

事業箇所の選定にあたっては、自然環境調査を行い、立地条件等に加えて自然環境への影響にも配慮して選定しました。

(2)計画段階

現在、波佐見工業団地(仮称)造成につきましては、学識経験者の助言を受け、平成18年秋から19年夏の四季について生物調査を実施し、当該地域の自然環境の把握に努めています。

調査結果をもとに水生植物や水生昆虫が多いため池(上蔭の巣)は開発区域から除外し、周辺の水辺の環境保全を考慮しました。

造成計画においては、開発区域の周辺に残置森林を設けるため、周辺環境への影響の緩和に寄与するものと考えています。

(3)実施段階

現在実施している生物調査で造成区域内において確認されている希少な植物については、原則移植という手段で保全を図ります。希少な動物も確認されている種がありますが、開発区域の周辺にも生息が判明しています。

水生植物や水生昆虫が多いため池(上蔭の巣)への泥水の流出対策には十分配慮して施工します。

(4) 供用段階

工場の立地にあたっては、地元自治体と立地企業の間で環境保全に関して協議することとしております。

特に、工場排水についてはすべて公共下水道へ接続することになっています。

2 造成の方法について

造成計画において、土工量の切土と盛土のバランスを現場内で調整し土砂の搬入・搬出が極力ないように計画しています。

造成の方法については、防災工として沢には暗渠排水を設け、谷部の盛土は地山の段切りを行い、地山と盛土の接合部は十分転圧をして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図ります。

切土法面及び盛土法面には高さ5m毎に小段を設け、雨水の排水工を設置し法面の安定を図り、法表面には厚層基材吹付を行い、緑化を図ります。

また、開発地区域内には調整池や堆砂柵を設け、河川や既設水路への急激な雨水の流出や泥水の流出対策を図ります。

以上のとおり、自然環境の保全に配慮して事業を進めていきたいと考えております。

今後とも、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

照会・連絡先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13
長崎県産業労働部産業政策課
産業集積基盤整備班 中島
TEL 095-895-2616 (ダイヤル)
FAX 095-895-2579